



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年2月18日（火） 第10274号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示の一部改正（自然環境課）	2
○同	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○道路位置の指定（建築課）	3
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表	4
○同	12
○同	14
○同	18
○監査結果に基づく措置状況	19
<b>入札公告</b>	
○一般競争入札の実施（会計管理課）	23

**■ 告 示****◎群馬県告示第40号**

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(平成26年群馬県告示第314号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

表中「1,415.1メートル」を「1,415.2メートル」に、「1,878.2メートル」を「1,878.3メートル」に、「地域」を「区域」に、「令和2年11月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

**◎群馬県告示第41号**

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(平成27年群馬県告示第320号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

表神津東部狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の項中「令和2年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改め、同表川場狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の項中「溝又林道」を「林道門前線」に、「富士見開拓地」を「上発知開拓」に、「川場国有林」を「国有林利根上流森林計画区」に、「18林班と谷地採草地」を「同国有林18林班と谷地採草地」に、「18林班と湯原部分林」を「同国有林18林班と湯原部分林」に、「令和2年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改め、同表高山狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の項中「上毛森林都市(株)所有地」を「上毛カントリー倶楽部跡地」に、「令和2年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

**◎群馬県告示第42号**

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(令和2年群馬県告示第249号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

表中「令和2年11月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

**◎群馬県告示第43号**

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(令和3年群馬県告示第107号)の一部を次のように改正し、令和7年

4月1日から施行する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

表中「令和3年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

◎群馬県告示第44号

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(令和3年群馬県告示第258号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

表中「エビヅクリ峠に向かって進み、」を「エビヅクリ峠に向かって進み」に、「南進して、」を「南に進み」に、「進んで」を「進み」に、「に進み、」を「に進み」に、「東に向かって進み、」を「東に進み」に、「令和3年1月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日」に改める。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
鐺川	理 事	新 任	岩崎正春	甘楽郡下仁田町大字青倉3283番地1
	同	退 任	原秀男	同 同 大字西野牧14667番地1

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る 道路の種類	指定に係る 道路の位置	指定に係る道路 の延長及び幅員 メートル	指 定 番 号 指定年月日
1	法第42条第1 項第5号に規定 する道路	甘楽郡甘楽町大字福島 字生板木1483-4	延長 57.23 幅員 6.00	群馬県指令高土第253-5号 令和7年1月30日

■ 監査委員公告

◎監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

群馬県監査委員 石原 栄一  
 同 平田 稔  
 同 大和 勲  
 同 川野辺 達也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和5年度会計（前年度監査基準日の翌日から令和6年5月31日まで）  
 令和6年度会計（令和6年4月1日から監査基準日まで）
  - (2) 監査対象機関 地域機関等99機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書及び帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋行政県税事務所 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎行政県税事務所 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎保健福祉事務所 (令和6年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

- (2) 北群馬渋川振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果

渋川行政県税事務所 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川保健福祉事務所 (令和6年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (3) 高崎安中振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中保健福祉事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡保健福祉事務所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡保健福祉事務所 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
吾妻行政県税事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻保健福祉事務所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 利根沼田振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
利根沼田行政県税事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

利根沼田保健福祉事務所 (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
-----------------------------	------------------------------

(8) 東部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
太田行政県税事務所 (令和6年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林行政県税事務所 (令和6年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田保健福祉事務所 (令和6年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林保健福祉事務所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和6年12月20日)	(注意事項) 群馬県財務規則第62条第2項において、収入調定者は、過誤納金を発見したときは、関係書類に基づき、戻出回議書等を作成して還付しなければならないとされている。 当該機関は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを許可期間とする行政財産の使用許可をした者に対し、納人が誤って令和6年5月30日に二重に納付した当該使用料に係る過納金について、同年11月7日に還付を行っていた。
桐生保健福祉事務所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(10) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自動車税事務所 (令和6年12月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(11) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
近代美術館 (令和6年11月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (令和6年11月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (令和6年12月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (12)生活こども部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女性相談支援センター (令和6年12月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
中央児童相談所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
北部児童相談所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西部児童相談所 (令和6年12月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部児童相談所 (令和6年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま学園 (令和6年11月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しるがね学園 (令和6年12月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (13)健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
衛生環境研究所 (令和6年12月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
食品安全検査センター (令和6年12月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
発達障害者支援センター (令和6年11月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (令和6年12月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14)環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場 (令和6年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (15)農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
浅間家畜育成牧場 (令和6年10月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

畜産試験場 (令和6年12月4日)	(注意事項) 群馬県財務規則第35条において、収入調定者は、歳入の調定をするときは、収入の原因となる関係書類に基づいて、調定回議書を作成して行うものとされ、「会計事務の手引」(群馬県会計局作成)第2収入7調定の手続において、随時の収入は、その原因の発生の都度直ちに調定することとされている。 当該機関は、令和6年5月21日に入金された放送受信料値下返戻金等の2,925円について、同年8月26日に調定を行っていた。
農業技術センター (令和6年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
蚕糸技術センター (令和6年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (令和6年12月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (16) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所 (令和6年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
群馬産業技術センター (令和6年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (17) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和7年1月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (令和7年1月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和7年1月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (18) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (令和7年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
がんセンター (令和7年2月5日)	(注意事項) 群馬県病院局会計年度任用職員の勤勉手当の額の計算は、群馬県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程第14条の2に規定され、勤務期間

	<p>の算定については群馬県会計年度任用職員の例によることとされており、群馬県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「規則」という。）第18条の6第2項の規定により給与を減額された場合は、勤勉手当の勤務期間の算定から減額された期間を除算するとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和6年6月に支給した勤勉手当の額の計算において、勤務期間から規則第18条の6第2項に規定のない病気休暇の期間を除算し、勤務期間による割合（期間率）の区分を誤ったため、勤勉手当が11,815円の過小支給となっていた。</p>
<p>精神医療センター (令和7年1月17日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>小児医療センター (令和7年1月9日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>

(19)教育委員会

<p>監査対象機関 (監査年月日)</p>	<p>監査の結果</p>
<p>中部教育事務所 (令和6年11月18日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>吾妻教育事務所 (令和6年11月18日)</p>	<p>(指摘事項) 群馬県公立学校等に勤務する会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の額の計算は、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「条例」という。）第6条及び第6条の2に規定され、条例第9条の規定により欠勤により給与を減額された場合は、群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与等に関する規則第14条及び第18条の6の規定により、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の算定から、欠勤により減額された期間を除算することとされている。</p> <p>当該機関は、会計年度任用職員1名に対し、令和5年12月及び令和6年6月に支給した期末手当並びに令和6年6月に支給した勤勉手当の額の計算において、在職期間及び勤務期間から勤務しないことにより給与を減額された期間を除算せず、在職期間及び勤務期間による割合（期間率）の区分を誤ったため、期末手当が101,173円、勤勉手当が54,966円の過大支給となっていた。</p>
<p>利根教育事務所 (令和6年11月18日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>総合教育センター (令和6年12月11日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>図書館 (令和6年11月13日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>生涯学習センター (令和6年11月13日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>北毛青少年自然の家 (令和6年12月26日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>みらい共創中学校 (令和6年12月11日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>
<p>前橋高等学校 (令和6年12月25日)</p>	<p>指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。</p>

前橋南高等学校 (令和6年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (令和6年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (令和6年12月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋青陵高等学校 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生清桜高等学校 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (令和6年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (令和6年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (令和6年12月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (令和6年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和6年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和7年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和7年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (令和7年1月30日)	(注意事項) 群馬県財務規則第211条において、物品の管理に関する事務を行う職員は、善良な管理者の注意をもって、その事務を行わなければならないとされている。また、同規則第213条第1項において、備品については、備品管理台帳に取得年月日、名称及び保管場所等の事項を記録しておくなければならないとされている。 当該機関では、事務調査日(令和6年12月11日)時点において、備品管理台帳に記録されている備品1,190点のうち、令和3年度取得備品ほか14点について、同台帳の保管場所で現物を確認することができなかった。
玉村高等学校 (令和7年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

館林商工高等学校 (令和7年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和7年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉高等学校 (令和7年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (令和7年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田特別支援学校 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (令和7年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和7年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (令和7年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和6年12月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (20) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋東警察署 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎北警察署 (令和7年2月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (令和7年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和7年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

群馬県監査委員 石原 栄一  
 同 平田 稔  
 同 大和 勲  
 同 川野辺 達也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和5年度会計及び令和6年度会計
  - (2) 監査対象機関 県庁等2機関及び地域機関等8機関
- 4 監査の着眼点 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 直前に通告の上、事務調査日に所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。  
 特に、工事については、計画、設計、積算、契約、施工及び管理の各段階にわたり、適正に行われているかを主眼に、技術的見地から監査を実施した。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 1件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 機関別監査結果
  - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
財産有効活用課 (令和6年10月11日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 地域創生部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自然史博物館 (令和6年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) 環境森林部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
自然環境課 (令和6年11月5日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農業技術センター (令和6年10月11日)	(指摘事項) 群馬県財務規則第227条第2項において、生産物の売払いをするときは、生産物伝票(生産物売払決議票及び出納票)を起票し、決裁後に売払いをしなければならないとされている。また、同規則第55条第1項において、出納員又は分任出納員は、直接収納した歳入金を、即日指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。 当該機関は、中山間地園芸研究センターにおいて、令和6年8月29日、同年9月3日及び同月4日に売払いした生産物について、売払いをするときに生産物伝票を起票していなかった。また、事務調査日(同年9月5日)時点において、これらの売払代金66,000円を、指定金融機関等に払い込んでいなかった。なお、当該機関は、前年度の定期監査において、同様の指摘を受けている。

## (5) 中部振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋土木事務所 (令和6年10月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (6) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡森林事務所 (令和6年11月12日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡土木事務所 (令和6年10月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 吾妻振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中之条土木事務所 (令和6年10月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
東毛工業用水道事務所 (令和6年9月26日)	(注意事項) 建設工事請負契約約款第34条第6項の規定により、請負代金額が著し

	<p>く減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならないとされている。また、同条第8項の規定により、その超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定めるとされている。</p> <p>当該機関では、請負代金額の減額に伴う前払金の超過額126,500円を返還させておらず、また、両者の間で協議を行っていなかった。</p>
--	---

(9) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
安中総合学園高等学校 (令和6年9月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

群馬県監査委員 石原 栄一  
同 平田 稔  
同 大和 勲  
同 川野辺 達也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和5年度会計
  - (2) 監査対象団体 17団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 2件
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 7 団体別監査結果

監査対象団体	群馬県公立大学法人
監査年月日	令和6年11月27日
監査対象とした	知事戦略部

財政的援助等の内容	(1) 県出資金 1,500,515,000円(県出資比率 100.0%) (2) 交付金 1,696,824,400円 ・群馬県公立大学法人運営費交付金 ・群馬県公立大学法人授業料等減免交付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県教育文化事業団
監査年月日	令和6年10月11日
監査対象とした財政的援助等の内容	地域創生部、企業局、教育委員会 (1) 県出資金 261,100,000円(県出資比率 99.3%) (2) 補助金 120,093,912円 ・群馬県教育文化事業団運営費補助金 ・高等学校等奨学金貸与事業の運営費に係る補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人前橋市まちづくり公社
監査年月日	令和6年10月11日
監査対象とした財政的援助等の内容	地域創生部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県民会館(バイシア文化ホール) 指定管理料 79,117,000円(利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県スポーツ協会
監査年月日	令和7年1月9日
監査対象とした財政的援助等の内容	地域創生部、企業局 (1) 県出資金及び出資金 502,700,000円(県出資比率 68.9%) (2) 補助金 219,526,139円 ・群馬県スポーツ振興費補助金 (群馬県スポーツ協会運営費補助、国民スポーツ大会派遣費補助、国民スポーツ大会関東ブロック大会派遣費補助、国民スポーツ大会関東ブロック大会開催負担金補助、国民スポーツ大会入場行進飾花等作成費補助、競技力向上対策費補助、国民スポーツ大会輸送費補助) (3) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県総合スポーツセンター 指定管理料 231,000,000円(利用料金制) ・群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク 指定管理料 130,091,000円
監査の結果	(注意事項) 公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第34条において、会計責任者は契約の履行の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないとされている。 当該団体は、消防用設備保守・防火対象物・防災管理点検業務委託契約において、令和2年度から令和4年度におけるアーチェリー場の機器及び総合点検の履行の完了を確認するための必要な検査をせず、未実施の点検に係る委託料を支払っていた。 (注意事項) 当該団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、公益財団法人群馬県スポーツ協会会計規程第31条第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意

	<p>契約によることができる予定価格の限度額は、同項第7号で定められており、物品の購入については160万円を超えないものとされている。</p> <p>当該団体は、予定総額3,831,938円(税込)の各種燃料購入単価契約について、令和5年4月1日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定総額の限度額を超えていた。</p>
--	---

監査対象団体	群馬県ライフル射撃協会
監査年月日	令和6年11月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>地域創生部</p> <p>(1) 公の施設の管理(指定管理)</p> <p>・群馬県ライフル射撃場 指定管理料 2,850,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
監査年月日	令和6年11月1日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>生活こども部</p> <p>(1) 県出<sup>と</sup>捐<sup>金</sup> 30,000,000円(県出資比率 66.7%)</p> <p>(2) 公の施設の管理(指定管理)</p> <p>・ぐんまこどもの国児童会館 指定管理料 152,000,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	学校法人太田国際学園
監査年月日	令和6年10月30日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>生活こども部、健康福祉部、環境森林部</p> <p>(1) 補助金 78,308,437円</p> <p>・群馬県私立学校教育振興費補助金(高等学校分)</p> <p>・群馬県私立高等学校授業料支援事業補助金</p> <p>・群馬県結核健康診断補助金</p> <p>・ぐんまの「木育」推進事業補助金</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
監査年月日	令和6年11月12日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	<p>生活こども部、健康福祉部</p> <p>(1) 補助金 243,068,223円</p> <p>・群馬県保育士修学資金貸付等事業費補助金</p> <p>・群馬県地域あんしん生活支援事業県費補助金</p> <p>(2) 公の施設の管理(指定管理)</p> <p>・群馬県福祉マンパワーセンター 指定管理料 53,160,000円</p>
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県生活衛生営業指導センター
--------	-----------------------

監査年月日	令和6年11月15日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 県出捐金 2,300,000円(県出資比率 46.0%) (2) 補助金 17,743,302円 ・群馬県生活衛生関係営業対策事業費補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	社会福祉法人群馬県社会福祉事業団及び一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟の共同体
監査年月日	令和6年10月30日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	健康福祉部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ 指定管理料 44,519,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県漁業増殖基金協会
監査年月日	令和6年10月4日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	農政部 (1) 県出捐金 249,000,000円(県出資比率 98.3%) (2) 補助金 300,000円 ・群馬県蚕糸特産振興事業補助金 (県内産アユ種苗購入事業費補助)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人桐生地域地場産業振興センター
監査年月日	令和6年11月21日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 県出捐金 10,000,000円(県出資比率 39.8%) (2) 補助金 3,500,000円 ・群馬県繊維産業産地活性化推進補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
監査年月日	令和6年10月7日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬ヘリポート 指定管理料 26,029,300円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	敷島パークマネジメントJV
--------	---------------

監査年月日	令和6年11月21日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部、中部振興局 (1) 公の施設の管理(指定管理) ・群馬県立敷島公園 指定管理料 198,900,000円 (利用料金制)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	群馬県住宅供給公社
監査年月日	令和6年10月28日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	県土整備部 (1) 県出資金 30,000,000円(県出資比率 75.4%) (2) 負担金 15,611,232円 ・地方職員共済組合団体共済部負担金 (3) 貸付金 新規貸付 1,066,232,000円 残高 0円 ・群馬県住宅供給公社貸付金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県青少年育成事業団
監査年月日	令和6年10月11日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	教育委員会 (1) 県出 <sup>とん</sup> 捐金 104,000,000円(県出資比率 49.9%)
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

監査対象団体	公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター
監査年月日	令和6年10月23日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	警察本部 (1) 県出 <sup>とん</sup> 捐金 512,275,000円(県出資比率 82.1%) (2) 補助金 3,390,000円 ・群馬県暴力追放運動推進センター活動補助金
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

#### ◎監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体等に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和7年2月18日

群馬県監査委員 石原 栄一

同 大和 勲  
同 川野辺 達也

- 1 準拠する基準 本監査は、群馬県監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体等に係る監査
- 3 監査の対象
  - (1) 監査対象年度 令和5年度会計
  - (2) 監査対象団体 1団体
- 4 監査の主眼 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。
- 5 監査の実施内容 監査対象機関が作成した監査資料及び関係する資料等に基づき、所管業務について説明を聴取するとともに、関係する文書、帳簿その他の関係書類等の確認を行った。
- 6 監査委員の除斥 本件の監査において、平田稔監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により監査に加わらなかった。
- 7 監査結果の概要
  - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） なし
  - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） なし
  - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 8 団体別監査結果

監査対象団体	Gメッセージ運営共同事業体
監査年月日	令和6年11月18日
監査対象とした 財政的援助等の 内容	産業経済部 (1) 公の施設の管理（指定管理） ・群馬コンベンションセンター 指定管理料 0円 (利用料金制) 県への納付金 46,816,126円
監査の結果	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年2月18日

群馬県監査委員 石原 栄一  
同 平田 稔  
同 大和 勲  
同 川野辺 達也

監査対象機関	林業振興課
監査結果の公表年月日	令和6年9月20日（群馬県報第10234号）監査公表第3号

監査の結果	(指摘事項) ぐんまの「木育」推進事業補助金交付要綱第3の規定及び別表により、補助金の交付対象となる経費は、別表に定めるところにより、需用費及び備品購入費とされている。 当該機関は、交付申請のあった当該補助金2件について、補助金の交付対象とならない経費に対して、それぞれ100,000円を交付していた。
講じた措置	再発防止を図るため、補助金の交付決定の際は、補助金交付要綱にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、経理担当を含めて複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	農政課
監査結果の公表年月日	令和6年9月20日(群馬県報第10234号) 監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 地方公共団体が競争入札によらず随意契約により契約を締結できるのは、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に限られており、このうち、随意契約によることができる予定価格の限度額は、同項第1号及び群馬県財務規則第188条で定められており、委託契約については100万円を超えないものとされている。 当該機関は、予定価格1,012,176円(税込)の焼却炉ダイオキシン類測定委託契約について、令和5年8月30日付けで随意契約を締結したが、随意契約によることができる予定価格の限度額を超えていた。
講じた措置	再発防止を図るため、群馬県財務規則等の関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	米麦畜産課
監査結果の公表年月日	令和6年9月20日(群馬県報第10234号) 監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 酪農経営緊急対策支援事業(粗飼料価格高騰対策支援) 補助金交付要綱第6の規定により、事業の着手は交付の決定に基づき行うものとされているが、交付決定前着手届を提出した後で交付決定前に着手することができることとされている。 当該機関は、交付した当該補助金について、交付決定前着手届が提出されていなかったが、交付決定前に執行した経費を補助対象経費に含めて額の確定を行ったため、62,250円が過大交付となっていた。
講じた措置	再発防止を図るため、同様の事案の有無について再確認を行った。 適切な事務処理の徹底として、定期的な進捗状況、事務処理手続きの適否に着目した内部チェック体制を強化した。

監査対象機関	ぐんまブランド推進課
監査結果の公表年月日	令和6年9月20日(群馬県報第10234号) 監査公表第3号
監査の結果	(指摘事項) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条において、補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならないとされている。

	当該機関は、デジタル田園都市国家構想交付金により実施した事業について、実績報告額の算出にあたり対象となる他機関の事業費を合算しなかったため、国庫金3,410,124円の歳入不足が生じた。
講じた措置	再発防止を図るため、改めて、潜在的なリスクに対する対応策の共有等を行い、事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	都市計画課
監査結果の公表年月日	令和6年9月20日(群馬県報第10234号) 監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。 当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した一般交通量調査報告書作成業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が180,000円の過小積算となっていた。 また、当該契約の履行期限は令和5年3月31日であるが、同月24日付で同年4月1日から当分の間における業務の一時中止を決定したにもかかわらず、同年6月30日まで履行期限延長のための契約変更を行っていなかった。
講じた措置	再発防止を図るため、特例措置の通知が発出されたときは、当初契約後速やかに契約変更を行うとともに、群馬県財務規則等の関係例規にのっとりした事務処理を徹底するよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	富岡土木事務所
監査結果の公表年月日	令和6年8月16日(群馬県報第10224号) 監査公表第1号
監査の結果	(注意事項) 群馬県県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、橋梁補修設計業務における電子成果品作成費の算定には「その他の設計業務」の計算式を用いることとされている。 当該機関は、発注した2件の橋梁補修設計業務委託の積算において、電子成果品作成費を「概略設計、予備設計又は詳細設計」の計算式で算定したため、業務価格がそれぞれ320,000円及び310,000円の過大積算となっていた。
講じた措置	再発防止を図るため、橋梁補修設計業務における電子成果品作成費の算定には「その他の設計業務」の計算式を用いるよう職員に周知した。 今後は、工事等の積算に係る所属内での検算・審査を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	利根沼田環境森林事務所
監査結果の公表年月日	令和6年8月16日(群馬県報第10224号) 監査公表第1号
監査の結果	(注意事項) 群馬県環境森林部が行う工事等の積算で適用している「群馬県森林土木設計書作成

	<p>要領」及び「森林整備保全事業設計積算要領」では、共通仮設費の算出に当たっては地域補正として、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正を行うこととされている。</p> <p>当該機関は、発注した県単治山事業等の2件の工事の積算において、施工地域を考慮した補正係数1.3として共通仮設費率の補正をすべきところを、補正係数を考慮せず算定したため、工事価格がそれぞれ1,090,000円及び310,000円の過小積算となっていた。</p>
講じた措置	<p>補正係数の適用の誤りについては、再発防止を図るため、所属内での検算・審査の徹底などチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めることとした。</p>

監査対象機関	沼田土木事務所
監査結果の公表年月日	令和6年8月16日(群馬県報第10224号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>当該機関は、立体橋補修工事について、令和4年度に受注者と基本協定及び年度協定を締結し、その基本協定書には、費用の支払時期、方法等は別途甲乙協議するものとされている。</p> <p>当該機関は、本委託工事完成終了後、受注者から令和6年2月14日付けで支払期限を同年3月19日とした請求書を受領したが、支払期限を8日経過した同月27日に支払を行ったため、同年4月24日に延滞金106,171円を支払っていた。</p> <p>(注意事項)</p> <p>群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。</p> <p>当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した道路維持修繕事業において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が710,000円の過小積算となっていた。</p>
講じた措置	<p>(指摘事項)</p> <p>再発防止を図るため、協定及び群馬県財務規則等の関係例規にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知した。</p> <p>今後は、協定手続き及び支払いまでの進行状況について、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p> <p>(注意事項)</p> <p>再発防止を図るため、特例措置の通知が発出されたときは、当初契約後速やかに契約変更を行うよう職員に周知した。</p> <p>今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	太田土木事務所
監査結果の公表年月日	令和6年8月16日(群馬県報第10224号)監査公表第1号
監査の結果	<p>(指摘事項)</p> <p>群馬県県土整備部が行う工事等の積算で適用している「積算基準及び標準歩掛」では、間接工事費及び一般管理費等の算定において、2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとされている。</p> <p>当該機関は、発注した4件の一般土木工事と管内一円工事の工種内容からなる河川維持補修業務の積算において、主たる工種である一般土木工事ではなく、管内一円工事の間接工事費率及び一般管理費等率で算定したため、業務価格がそれぞれ870,000円、1,070,000円、1,040,000円及び700,000円の過大積算となっていた。</p>

講 じ た 措 置	再発防止を図るため、2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するよう職員に周知した。 今後は、工事等の積算に係る所属内での検算・審査を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。
-----------	---

監 査 対 象 機 関	桐生土木事務所
監査結果の公表年月日	令和6年8月16日（群馬県報第10224号）監査公表第1号
監 査 の 結 果	（注意事項） 群馬県県土整備部が行う工事及び業務委託では、労務単価の運用に係る特例措置に従い、令和5年3月1日以降に契約を締結した工事及び業務委託のうち、旧労務単価・旧技術者単価を適用して予定価格を算出した工事及び業務委託は、当初契約後速やかに契約時点の単価等により算出した請負代金額・業務委託料に契約変更を行うこととされている。 当該機関は、令和5年2月に予定価格を算出し、同年3月に契約を締結した測量設計業務において、契約時点の単価等により算出した業務委託料に契約変更を行っていなかったため、業務委託料が510,000円の過小積算となっていた。
講 じ た 措 置	再発防止を図るため、特例措置の通知が発出されたときは、当初契約後速やかに契約変更を行うよう職員に周知した。 今後は、複数の職員による確認を徹底するなど、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。

**■ 入札公告**

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和7年2月18日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

(1) 購入物品、数量及び納入場所

購入物品	数量	納入場所
除雪ドーザ（8 t級、車輪式、サイドスライドアングリングブラウ、スノーバケット付）	1台	安中土木事務所 安中市安中3711-1

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年9月30日

(4) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年3月6日（木）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月19日（水）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について過去に同種物品の生産実績又は販売実績を有する者であること。

(7) 県が指定する場所で行う検査の立会いに応じられる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 山口 史華 電話027-226-3819（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

(3) 入札説明書の交付期間 令和7年2月18日（火）から同年3月19日（水）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

(4) 入札及び開札の日時 令和7年3月31日（月）午前10時

(5) 入札及び開札の場所 群馬県庁3階特別相談室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和7年3月28日（金）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「除雪ドーザ（8t級、車輪式、サイドスライドアンダングリングブラウ、スノーバケット付）の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書、消費税及び地方消費税等に関する課税（免税）事業者届出書、当該調達物品又はこれと類似する物品について過去に生産実績又は販売実績を有することを記載した書類及び当該調達物品に係るアフターサービス、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に行い得ることを記載した書類を令和7年3月19日（水）までに、上記3(1)の場所に提出しなければなら

ない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、県から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを令和7年3月19日(水)までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された製作仕様書等の図書は、県において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を添付した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに県に説明し、県との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した図書の内容の変更に応ずべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 入札金額が規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture

(2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
Snow-Removal Bulldozer (8-ton class, wheeled, with side-slide-angling plow and snow bucket)	1	March 31, 2025, 10:00 a.m.

(3) Delivery period: September 30, 2025

(4) For further details, please contact: YAMAGUCHI Fumika, Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only)